

国民健康保険税の改正

国民健康保険法施行令の改正に合わせ、本市においても国民健康保険税(国保税)を改正しました。

◆国保税の算出方法

国保税は「医療保険分」、「後期高齢者支援金等分」、「介護保険分(介護納付金分)」の3区分で構成され、各区分の基礎課税額の合計が国保税額と

◆図1 国民健康保険税の算出方法

所得割：前年中の所得金額－基礎控除額(33万円) ×	6.5%	2.5%	1.3%
資産割：土地・家屋の固定資産税額 ×	25%		
均等割：加入者(被保険者)の人数 ×	20,000円	12,500円	12,500円
平等割：1世帯につき	25,000円		
世帯の国民健康保険税額 = 医療保険分 + 後期高齢者支援金等分 + 介護保険分			

◆図2 「5割軽減」・「2割軽減」の基準所得の計算方法と改正内容

「5割軽減」の計算方法(所得が次の式で算定した金額以下の場合を対象)

$$33万円 + \left[\begin{array}{l} \text{世帯主を含む国保加入者数} \\ + \\ \text{世帯主を含む特定同一世帯所属者数} \end{array} \right] \times 24万5千円$$

「世帯主を除く」→「世帯主を含む」に改正

「2割軽減」の計算方法(所得が次の式で算定した金額以下の場合を対象)

$$33万円 + \left[\begin{array}{l} \text{国保加入者数} \\ + \\ \text{特定同一世帯所属者数} \end{array} \right] \times 45万円$$

「35万円」→「45万円」に改正

◆図3 基礎課税額の限度額の引き上げ

	【改正前】	【改正後】	
医療保険分	51万円	→ 51万円	据え置き
後期高齢者支援金等分	14万円	→ 16万円	2万円引き上げ
介護保険分	12万円	→ 14万円	2万円引き上げ
最高賦課額(限度額)	77万円	→ 81万円	4万円引き上げ

◆市税などの納付期限(口座振替日)

	固定資産税	市県民税	国民健康保険税	後期高齢者医療保険料	介護保険料
5月	1期 6月2日				
6月		1期 6月30日	1期 6月30日		1期 6月30日
7月	2期 7月31日		2期 7月31日	1期 7月31日	2期 7月31日
8月		2期 9月1日	3期 9月1日	2期 9月1日	3期 9月1日
9月	3期 9月30日		4期 9月30日	3期 9月30日	4期 9月30日
10月		3期 10月31日	5期 10月31日	4期 10月31日	5期 10月31日
11月			6期 12月1日	5期 12月1日	6期 12月1日
12月	4期 12月26日		7期 12月26日	6期 1月5日	7期 12月26日
1月		4期 2月2日	8期 2月2日	7期 2月2日	8期 2月2日
2月			9期 3月2日	8期 3月2日	9期 3月2日

※最終納付期限後の追加課税分は随時期限となります。

◆改正の概要

今回の改正の要点は「軽減制度の対象者の拡大」と「基礎課税額の限度額の引き上げ」の2点です。

①軽減制度の対象者の拡大
国保税額算定の基礎となる世帯の合計所得が一定の基準

◆安全・便利な口座振替

納付は口座振替をご利用ください。申込用紙は、市内金融機関、市役所税務課、野菜

☎73・0087

◆事前に相談ください

納付困難な事情がある場合は、ご相談ください。

☎73・0087

市税・保険料の納付期限

コンビニ納付や口座振替をご利用ください

今年度の市税などの納付期限をお知らせします。期限内の納付をお願いします。

◆コンビニで納付可能

ただし、バーコード印刷が無いものや読み取れない場合、納付書1件当たりの金額が30万円を超える場合、取扱期限を過ぎたもの、納付金額を訂正した場合は取り扱いきませんので、ご注意ください。

◆安全・便利な口座振替

納付は口座振替をご利用ください。申込用紙は、市内金融機関、市役所税務課、野菜

☎73・0087

◆事前に相談ください

納付困難な事情がある場合は、ご相談ください。

☎73・0087

◆減免の対象となる自動車の所有者、運転者および使用目的に関する要件

区分	自動車の所有者	自動車の運転者	使用目的
身体障がい者	本人	本人	もっぱら障がい者が使用するもの
	本人または生計を一にする者	生計を一にする者、または常時介護する者	もっぱら障がい者の通学、通院、通所もしくは生業のために使用するもの
戦傷病者	本人	本人	もっぱら障がい者が使用するもの
	本人または生計を一にする者	生計を一にする者、または常時介護する者	もっぱら障がい者の通学、通院、通所もしくは生業のために使用するもの
知的障がい者	本人または生計を一にする者	生計を一にする者、または常時介護する者	もっぱら障がい者の通学、通院、通所もしくは生業のために使用するもの
精神障がい者	本人または生計を一にする者	生計を一にする者、または常時介護する者	もっぱら障がい者の通学、通院、通所もしくは生業のために使用するもの

注1 自動車検査証または軽自動車届出済証に事業用と記載されているものを除きます。
 2 障がい者を常時介護する人が運転をする場合は、障がい者のみで構成されている世帯が所有する自動車に限りです。
 3 ローン契約などで自動車の売主が所有権を留保しているときは、使用者を所有者とみなします。

軽自動車税

納税通知書を送付します

軽自動車税は、毎年4月1日現在の所有者に1年度分が課税され、5月中旬に納税通知書が送付されます。

◆納付期限は6月2日(月)

納めていただいた軽自動車税は、市の会計に組み込まれ、さまざまな用途に充てられますので、期限内の納付をお願いします。また、軽自動車税は自動車税と異なり、月割課税制度・還付制度はありませんので、年度途中で廃車しても年税額がかかりません。

◆減免制度があります

身体障害者手帳などの障がい者

この程度や左表の要件または災害などにより、減免制度が適用される場合があります(減免できる自動車は1人の障がい者につき普通自動車などを含め1台のみです)。

◆減免申請の手続き

受付期間は、納税通知書が届いてから納付期限の7日前までです。申請に必要な書類などは次の通りです。

- ①平成26年度軽自動車税納税通知書
- ②減免申請書
- ③身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれか該当するもの

自動車税の納期限は6月2日(月)です

今年度からインターネットを利用したクレジットカードでの納付が可能になりました。
 ※納期限までの手続きが必要です。

☎自動車税事務所 ☎043-243-2721
 旭県税事務所 ☎62-0772

問 税務課市民税班

☎73・0087
 でお問い合わせください。

国民年金Q&A

Q 会社を退職したのですが、何か手続きが必要ですか？

A 厚生年金や共済組合への加入者を第2号被保険者とい、第2号被保険者の人が60歳前に退職したときは、第1号被保険者への切り替え手続きが必要で、離職票や辞令など退職日がわかる書類と年金手帳を持って、市役所窓口で加入手続きをしてください。

手帳をお持ちください。自身の退職と同時に第2号被保険者である配偶者の扶養になるときは、配偶者の勤務先から第3号被保険者への届け出が行われるため、市役所への手続きは不要です。

なお、扶養配偶者がいる場合は、併せて切り替え手続きが必要ですので、配偶者の年金

切り替え手続きをせず保険料を納めないでいると、受け取る年金額が減額され、また、障がいや遺族の年金を受けられなくなる場合があります。

問 市民課国保年金班

☎73・0086

固定資産税

5月は第1期の納期

5月12日に納税通知書を送付予定です。納付期限は10ページの表「市税などの納付期限(口座振替日)」をご覧ください。

◆固定資産税の算出方法

固定資産評価額を基に算定された課税標準額の1・4%が固定資産税額となります。※課税標準額が次の金額未満の場合は課税されません。

土地：30万円 家屋：20万円
 償却資産：150万円

◆評価額の算定

国が定めた「固定資産評価基準」に基づき評価し、3年に1度、評価替えが行われます(次回は平成27年度)。

◆固定資産税の減免

生活困窮や災害などの理由で一定の基準に該当する場合、固定資産税が減免されます。詳しくは左記までお問い合わせください。

問 税務課資産税班

☎73・0087